

部長、参事官及び所属長  
殿  
情報通信部長

災対発第47号  
令和3年4月1日  
30年保存（口訓）  
本部長

【沿革】R6.3.21災対発第50号一部改正

高知県警察大規模災害等警備実施要綱の制定について（通達甲）

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による被害が発生し、又はこれらによる被害の発生が予想される場合における災害警備活動については、これまで「高知県警察地震災害警備基本計画の策定について（通達甲）」（平成28年1月25日災対発第15号）及び「高知県警察災害警備実施要綱の制定について（通達甲）」（平成28年1月25日災対発第17号）（以下これらを「旧通達甲」という。）に基づき実施してきたところであるが、より一層効果的な災害警備活動を行うため、新たに別添のとおり「高知県警察大規模災害等警備実施要綱」を定め、令和3年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

情報通信部長にあつては、協力をお願いする。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

## 高知県警察大規模災害等警備実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害に対し、県警察の総合力を発揮して災害警備活動を迅速かつ的確に行うための基本的事項を定め、その万全を期すことを目的とする。

### 第2 基本方針

災害警備活動は、県民の生命及び身体の保護並びに地域の安全確保を第一義とするため、県本部及び署は、平素から国、県及び市町村並びに防災関係機関と緊密な連携の下に諸対策を推進し、大規模災害又はそれに至らない災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに警備体制を確立して災害警備活動を実施するものとする。

### 第3 警備体制

県本部における警備体制は、次に掲げるとおりとする。

なお、署にあっては、県本部に準じた警備体制をとるものとする。

#### 1 非常災害警備本部

県内において大規模災害が発生した場合又は大規模災害の発生の危険が著しく切迫している場合は、本部長を長とする非常災害警備本部を設置するものとする。

#### 2 災害警備本部

非常災害警備本部を設置するに至らない程度の災害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、警備部長を長とする災害警備本部を設置するものとする。

#### 3 災害警備連絡室

県内に気象警報（波浪警報を除く。）が発表された場合又は発表が予想される場合は、警備第二課長を長とする災害警備連絡室を設置するものとする。

### 第4 警備要員の指定

所属長は、自所属の職員のうちから非常災害警備本部等の要員をあらかじめ指定し、警備要員の任務その他執るべき措置について指示しておくものとする。

### 第5 災害警備活動

大規模災害等が発生した場合は、次に掲げる災害警備活動を迅速かつ的確に行うものとする。

- 1 被害規模の早期把握及び報告
  - 2 避難誘導及び二次被害の防止
  - 3 効果的な部隊運用による救出救助等
  - 4 緊急交通路の確保等交通上の措置
  - 5 検視及び身元確認
  - 6 被災地域における社会秩序の維持
  - 7 広報活動の強化
  - 8 その他必要な警察活動
- 第6 署における災害警備体制等の策定
- 1 署長は、この要綱に基づき、自所属における災害警備の実施に関する事項を定め、警備第二課長を経由して本部長に報告するものとする。  
なお、当該事項については、必要に応じて見直しを行うものとする。
  - 2 沿岸を管轄する署の署長は、1の定めに基づき災害警備の実施に関する事項を定めるに当たっては、津波対策を盛り込むものとする。
- 第7 委任
- この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。